

付議案第58号

通学区域の設定について

上記の付議案を提出する。

令和3年9月2日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、令和5年4月開校予定の西都地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定について、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第9号の規定により付議するものである。

通学区域の設定について

次のように通学区域の設定を行う。

(1) 西都地区新設小学校（仮称）（以下「新設小学校」という。）の通学区域は、次の区域をもって設定する。

ア. 西都小学校の通学区域のうち、

西都一丁目、北原一丁目、下記①②を除く国道202号線以北の大字徳永

①1048番地3、1048番地4、1049番地3、1049番地4、1049番地6、1050番地1、1050番地9

②901番地、902番地1、905番地3、1052番地1、1052番地2、1052番地3、1052番地5

イ. 元岡小学校の通学区域のうち、

石崎隣組の範囲（大字田尻45番から103番、130番から160番及び2568番から2714番（2570番12を除く）。）

(2) 新設小学校の通学区域は、元岡中学校区とする。

(3) 小学校区については、新設小学校開校時の令和5年4月1日から実施する。

ただしその時点で元岡小学校の6年生に在籍する児童については、卒業まで元岡小学校に通学できるものとする。

(4) 中学校区については、新設小学校の児童が卒業し、中学校へ進学する令和6年4月1日から実施する。

## 西都地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定について

### 1 設定内容

- (1) 西都地区新設小学校（仮称）（以下「新設小学校」という。）の通学区域は、次の区域をもって設定する。
  - ア．西都小学校の通学区域のうち、  
西都一丁目、北原一丁目、下記①②を除く国道202号線以北の大字徳永  
①1048番地3、1048番地4、1049番地3、1049番地4、1049番地6、1050番地1、1050番地9  
②901番地、902番地1、905番地3、1052番地1、1052番地2、1052番地3、1052番地5
  - イ．元岡小学校の通学区域のうち、  
石崎隣組の範囲（大字田尻45番から103番、130番から160番及び2568番から2714番（2570番12を除く）。）
- (2) 新設小学校の通学区域は、元岡中学校区とする。

### 2 設定理由

西都校区では、福岡市西部の新たな拠点地域づくりとして、九州大学の玄関口にふさわしい市街地整備が進み、近年、人口が増加しており、西都小学校の児童数が短期間で増加し、31学級以上の過大規模の状況が長期に継続すると見込まれるため、学校規模の適正化を図る必要があり、分離新設することで西都小学校の通学区域を調整する。

また、新設する学校は西都小学校の通学区域の最北に位置し、玄洋小学校、元岡小学校の通学区域と隣接することから通学区域協議会で議論を重ね、元岡小学校の通学区域の一部を新設小学校の通学区域とすることで意見がまとまったものである。

### 3 設定の基本的な考え方

- (1) 新設小学校の通学区域  
西都小学校の過大規模化（31学級以上）の解消を図り、新設小学校が適正規模（12～24学級）となるよう設定するとともに、境界が明確なものとなるよう、町界で区切ることとする。また石崎隣組については、認可地縁団体のため、地縁団体として届けられた区域をもって通学区域とする。
- (2) 新設小学校の中学校区  
新設小学校の通学区域は、元岡中学校区とする。

### 4 実施時期等

- (1) 小学校区については、新設小学校開校時の令和5年4月1日から実施する。  
ただしその時点で元岡小学校の6年生に在籍する児童については、卒業まで元岡小学校に通学できるものとする。
- (2) 中学校区については、新設小学校の児童が卒業し、中学校へ進学する令和6年4月1日から実施する。

## 5 新設小学校関係校の学級数・児童数推移と推計

### <推移>

		H29	H30	R1	R2	R3
西都小学校	学級数	25	30	33	36	39
	児童数	756	874	1,011	1,134	1,180
元岡小学校	学級数	28	26	26	26	26
	児童数	851	825	784	764	729

※特別支援学級含む

### <推計>

		R4	R5	R6	R7	R8
<b>新設小学校</b>	<b>学級数</b>	<b>—</b>	<b>16</b>	<b>17</b>	<b>18</b>	<b>19</b>
	<b>児童数</b>	<b>—</b>	<b>442</b>	<b>479</b>	<b>511</b>	<b>544</b>
西都小学校	学級数	42	29	29	28	27
	児童数	1,316	863	865	834	792
元岡小学校	学級数	26	26	25	24	23
	児童数	720	694	673	655	615

※特別支援学級含む（新設小1学級3人、西都小2学級11人、元岡小2学級12人）

※元岡小学校については新設小学校へ移る対象児童が少数のため、推計値変わらず

## 【参考】

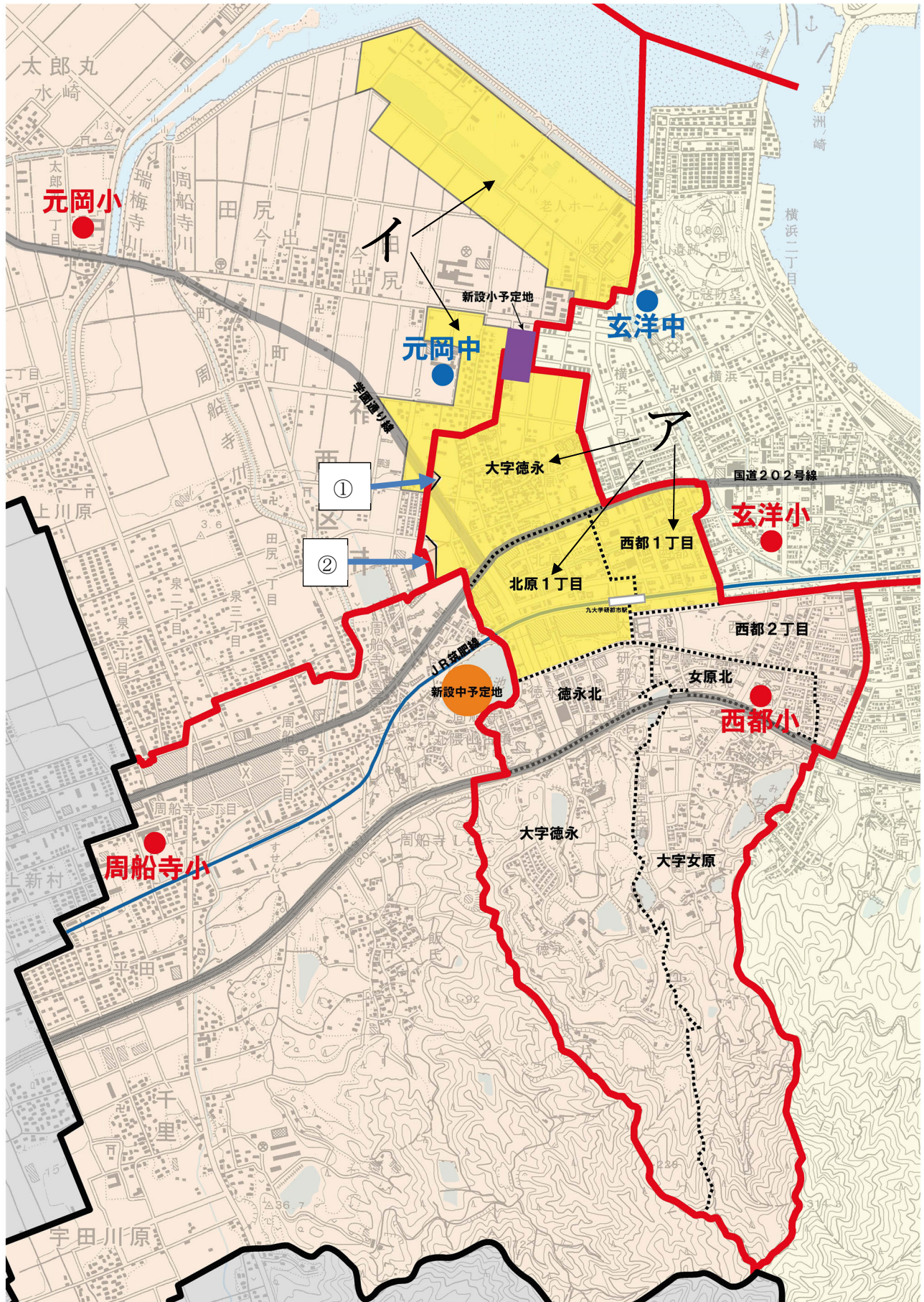
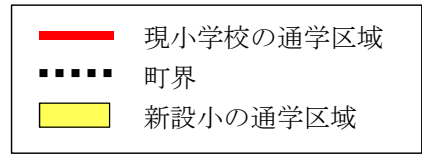
### (1) 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和3年 9月	教育委員会会議（付議） 「西都地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定」
令和4年 2月	福岡市立小学校設置条例の一部を改正する条例案提出
令和5年 4月	西都地区新設小学校（仮称）開校

## (2) 通学区域の設定に関する地域・保護者との協議経過等

時 期	経 緯
令和元年 8 月 29 日	<b>第 1 回通学区域協議会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>通学区域に関する協議を行うため、西都校区、元岡校区、玄洋校区、周船寺校区及び今宿校区の保護者・地域関係者・学校関係者からなる協議会を設置</li> <li>通学区域設定の基本的な考え方等を決定</li> </ul>
令和元年 9 月 25 日	<b>第 2 回通学区域協議会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設小学校通学区域案の提示、意見集約方法の決定</li> </ul>
令和元年 9 ～ 10 月	<b>地域住民説明会の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>元岡校区田尻東町内会石崎隣組（9/14、10/1）</li> <li>玄洋校区横浜西町内会（9/29）</li> </ul>
令和元年 11 月 12 日	<b>第 3 回通学区域協議会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設小学校通学区域案に対する意見提示</li> </ul> ※用地交渉難航により通学区域の検討を一時中断
令和 2 年 2 月 4 日	<b>第 4 回通学区域協議会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>元岡中学校の分離新設を報告</li> </ul> ※新設中学校の用地決定後に小・中同時に通学区域の検討を再開することを提案し一時中断
令和 2 年 2 月	<b>地域住民説明会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>元岡校区田尻東町内会石崎隣組（2/28）</li> <li>玄洋校区横浜西町内会（2/29）</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">           新型コロナウイルス感染症            予防対策のため中止         </div>
令和 2 年 10 月 15 日	<b>第 5 回通学区域協議会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者、地域からの意見募集の実施を決定</li> </ul>
令和 2 年 11 月	<b>新設小学校通学区域案に関する意見募集の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>西都校区及び西都・元岡・玄洋・周船寺各公民館、教育委員会ホームページにて意見募集を実施（37名より意見）</li> <li>元岡校区田尻東町内会石崎隣組と玄洋校区横浜西町内会は独自アンケートを実施</li> <li>石崎隣組（11/2）意見募集について、地域住民説明会を実施</li> </ul>
令和 2 年 12 月 23 日	<b>第 6 回通学区域協議会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設小学校の通学区域案決定</li> <li>新設中学校の通学区域については新設中学校通学区域協議会に申し送ることを決定</li> </ul>
令和 3 年 1 月 20 日	西都・元岡・玄洋各校区自治協議会長、西都・元岡・玄洋各関係町内会長、西都・元岡・玄洋各小学校 P T A 会長、元岡中学校 P T A 会長と確認書を締結

# 西都地区新設小学校（仮称）の通学区域



(写)

学 通 第 1 号  
令和3年8月6日

福岡市教育委員会 様

福岡市立学校通学区域審議会  
会 長 高妻 紳二郎



通学区域の設定について（答申）

令和3年8月5日付、教通区第42号で諮問を受けた標記の件については、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

本審議会は、通学区域の基本方針を踏まえ、諮問事項について、学校や関係地域の実情等を勘案し、慎重に審議した結果、次のとおり通学区域の設定を行うことが適当であるとの結論を得たものである。

西都地区新設小学校（仮称）通学区域の設定について

設定内容

- (1) 西都地区新設小学校（仮称）（以下「新設小学校」という。）の通学区域は、次の区域をもって設定する。
  - ア. 西都小学校の通学区域のうち、  
西都一丁目、北原一丁目、下記①②を除く国道202号線以北の大字徳永  
①1048番地3、1048番地4、1049番地3、1049番地4、1049番地6、1050番地1、1050番地9  
②901番地、902番地1、905番地3、1052番地1、1052番地2、1052番地3、1052番地5
  - イ. 元岡小学校の通学区域のうち、  
石崎隣組の範囲（大字田尻45番から103番、130番から160番及び2568番から2714番（2570番12を除く）。）
- (2) 新設小学校の通学区域は、元岡中学校区とする。

実施時期等

- (1) 小学校区については、新設小学校開校時の令和5年4月1日から実施する。  
ただしその時点で元岡小学校の6年生に在籍する児童については、卒業まで元岡小学校に通学できるものとする。
- (2) 中学校区については、新設小学校の児童が卒業し、中学校へ進学する令和6年4月1日から実施する。